

平成29年度予算の執行方針について（主な項目）

1 主要施策の推進（執行方針記中 第1-1）

- ・ 「新晴れの国おかやま生き活きプラン」に掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略に加え、おかやま創生実現の加速に向けた「おかやま創生推進連携プロジェクト」に基づき推進する施策・事業等、費用対効果やスピード感を重視しながら各種施策の実行に全力で取り組むこと。
- ・ 市町村との一層の連携強化を図り、課題や目的などを共有しながら、質の高い行政サービスの提供と活力ある地域づくりを推進するとともに、多様化する行政ニーズに適切に対応するため、県民、ボランティア・NPO、企業、大学など、様々な主体との連携・協働をこれまで以上に進めること。
- ・ 特に、地方創生については、国の交付金を活用し、地方創生を推進するための事業を盛り込んだところであり、おかやま創生の実現に向け、県庁一丸となって取り組むこと。

2 財政運営の健全化（執行方針記中 第1-2）

- ・ 持続可能な財政運営のため、行財政経営指針に基づき、これまでの行財政改革の取組の成果を維持するとともに、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努めること。

3 予算の計画的執行（執行方針記中 第1-3）

- ・ 公共事業等については、早期に事業効果が発揮されるよう、迅速かつ計画的な執行を行い、繰越事業についても一層の早期完成に努めること。また、県内業者の優先発注や県内産資材の優先使用を徹底すること。
- ・ 経済・雇用対策については、県内の市町村や経済団体等との緊密な連携を図りながら、単県融資制度による地域経済の下支えや、新たな産業団地の開発、企業誘致のための各種補助制度などによる、中長期的な産業育成対策の推進等に万全を期すること。

4 P D C A サイクル（執行方針記中 第 1 - 4）

- ・ 新晴れの国おかやま生き生きプランに掲げる指標や、おかやま創生総合戦略に掲げる基本目標と重要業績評価指標（K P I）の達成状況等を常に意識し、その達成に向けた、より実効性の高い施策・事業を展開するため、執行段階においても必要な改善を加えるとともに、執行の状況を踏まえて次年度の予算要求を行うなど、P D C A サイクルを意識した業務の執行に努めること。

5 歳入に関する事項（執行方針記中 第 2）

- ・ 財産調査の徹底、迅速・厳正な差押え等の実施により、県税の収入率の向上と滞納額の縮減を図ること。また、個人県民税については、市町村との連携を強化しながら特別徴収の全県一斉実施を着実に実施し、滞納の未然防止を図ることに加え、滞納整理推進機構による滞納整理の促進を図るとともに、県民局においても市町村の徴収対策の支援に努めること。
- ・ 税外滞納債権については、早期催告、適切な納付指導、進捗状況管理等の徹底により速やかな回収に努め、資力があるにも関わらず、払わない債務者に対しては、法的手段を前提として弁護士を活用した対策を講じるなど縮減に取り組むこと。

6 歳出に関する事項（執行方針記中 第 3）

- ・ 事業の執行にあたっては、不断の改革・改善に取り組み、最小の経費で最大の効果を上げることが基本に、効果や必要性を見極めながら適切な執行に努めること。
- ・ 内部チェック機能の強化等を通じて、適正な事務処理に努め、契約の締結にあたっては、一般競争入札を基本とし、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を積極的に取り入れること。

財 第 1 号
平成 29 年 4 月 3 日

各 部 (局) 長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

平成 29 年度予算の執行方針について (依命通達)

平成 29 年度予算は、「生き生き岡山」の実現に向けたこれまでの取組により、広がり始めた好循環の流れを加速させ、「成果が実感できる県政」を力強く推し進めるための予算とすることを基本方針として編成したところである。

一方で、本県財政は、これまでの行財政改革の取組により、収支不足が大幅に縮小するなど、フローとしては一時期より改善したものの、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増などから今後も収支不足が見込まれている。また、ストックとしても、通常分の県債残高は着実に減少しているものの、臨時財政対策債を含めた県債残高全体では高止まりするなど、引き続き予算を許さない状況にある。

こうした状況を踏まえ、平成 29 年度予算の執行にあたっては、新晴れの国おかやま生き生きプランに掲げる目標の達成に向けた取組を積極的に推進するとともに、「岡山県行財政経営指針【平成 29 年 3 月版】」(以下「行財政経営指針」という。)に基づき、次の事項に留意のうえ、計画的かつ効果的・効率的な執行に格段の配慮をされたく、命により通知する。

記

第 1 全般的事項

1 主要施策の推進について

今年度は、上記予算編成の基本方針を踏まえ、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」に掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の 3 つの重点戦略に加え、おかやま創生実現の加速に向けた「おかやま創生推進連携プロジェクト」に基づき推進する施策・事業に重点的に予算を配分したところであり、費用対効果やスピード感を重視しながら各種施策の実行に全力で取り組むこと。

また、事業を執行する上で、これまで以上に工夫を凝らし、より少

ないコストで事業の効果を上げられるよう努めること。

さらに、市町村との一層の連携強化を図り、課題や目的などを共有しながら、質の高い行政サービスの提供と活力ある地域づくりを推進するとともに、多様化する行政ニーズに適切に対応するため、県民、ボランティア・NPO、企業、大学など、様々な主体との連携・協働をこれまで以上に進めること。

特に、地方創生については、国の交付金を活用し、地方創生を推進するための事業を盛り込んだところであり、おかやま創生の実現に向け、県庁一丸となって取り組むこと。

2 財政運営の健全化について

平成29年度予算は、収支不足により財政調整基金の通常分の取崩しを42億円計上したところであり、平成30年度以降も社会保障関係費の累増などから収支不足の拡大が見込まれている。

一方、こうした中でも、今後、教育県岡山の復活や産業の振興をはじめ、人口減少問題への対応、防災拠点となる庁舎の耐震化など、本県が直面している課題や社会経済情勢の変化を捉えた施策を積極的に展開する必要がある。

持続可能な財政運営のためには、行財政経営指針に基づき、これまでの行財政改革の取組の成果を維持するとともに、事務事業の執行にあたっては、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努め、財政運営の健全化を図ること。

3 予算の計画的執行について

(1) 予算執行については、各部局長は財政当局と協議のうえ、早急に予算執行計画書を作成し、それぞれの計画目標に従い、事務事業の適期、適切な執行を図るよう進行管理に留意すること。特に、各部局、県民局と緊密に連携するほか、必要に応じ、市町村や関係機関等との適切な調整を行い、的確な進捗見通しに基づく進行管理に努め、速やかな事業完了に向け最大限努力すること。

また、終期を設定した事業については、定められた期限に事業を完了し、又は廃止するよう、進行管理の徹底や事業効果の達成に努めること。

なお、執行について協議することとなっている事業はもとより、社会情勢の状況変化により、問題点の生じたものについては、財政当局へ適時協議し、その適正を期すること。

(2) 新規事業及び各種調査事業については、執行が年度後半にずれこみ、効果が半減することのないよう、特に早期執行を図り、当該事業が効果的に実施されるよう努めるとともに、それらの成果を翌年度以降の施策に十分反映させるよう配慮すること。

(3) 公共事業等の執行については、早期に事業効果が発揮されるよ

う、迅速かつ計画的な執行を行い、経済情勢や地域の実情を注視しながら、機動的かつ弾力的な施行を図ること。

また、繰越事業についても、一層の早期完成に努めること。

- (4) 県内企業の製品の優先的調達を図るとともに、公共事業等の発注にあたっては、引き続き、県内業者の優先発注や、県内産資材の優先使用を徹底すること。
- (5) 災害復旧事業については、県民生活を考慮して、最大限円滑かつ速やかな事業執行に努めること。
- (6) 経済・雇用対策については、個人消費は底堅く推移しており、また、雇用・所得環境も、有効求人倍率が高水準で推移し、着実に改善しているなど、県内経済は緩やかな回復を続けている中であって、引き続き、様々な情報把握に努めるとともに、県内の市町村や経済団体等との緊密な連携を図りながら、単県融資制度による地域経済の下支えや、新たな産業団地の開発、企業誘致のための各種補助制度などによる、中長期的な産業育成対策の推進等に万全を期すること。
- (7) 各事務事業の執行状況については厳しくチェックし、年度内に終了しない見込みのものについては適切な予算措置をとること。

4 P D C A サイクルを意識した業務の執行について

新晴れの国おかやま生き生きプランに掲げる指標や、おかやま創生総合戦略に掲げる基本目標と重要業績評価指標（K P I）の達成状況等を常に意識し、その達成に向けた、より実効性の高い施策・事業を展開するため、執行段階においても必要な改善を加えるとともに、執行の状況を踏まえて次年度の予算要求を行うなど、P D C A サイクルを意識した業務の執行に努めること。

5 資金対策について

国の動向にも十分留意しつつ、県税収入の確保、地方債の適期借入等に努めるとともに事業の計画的執行に十分配意し、円滑かつ効率的な資金対策と資金運用に努めること。

6 公金の運用について

平成14年3月に策定した「岡山県公金運用方針」に基づき、公金の確実かつ有利な運用を図ること。

また、県が資金を貸し付けている外郭団体等の資金管理については、それらの団体が預金先金融機関の破綻等により損失を被ることのないよう、各団体において適切な対応が図られるよう指導を徹底すること。

第2 歳入に関する事項

1 県税収入について

県税務行政においては、納税者の信頼と税負担の公平性を確保する

ため、課税が適正に行われるよう努めるとともに、収入率を全国順位一桁台とする行財政経営指針の目標達成に向け、従前にも増してあらゆる対策を積極的に講じること。

特に、滞納が県税全体の滞納額の大半を占めている個人県民税については、市町村との連携を強化しながら特別徴収の全県一斉実施を着実に実施し、滞納の未然防止を図ることに加え、滞納整理推進機構による滞納整理の促進を図るとともに、県民局においても市町村の徴収対策の支援に努めること。

また、滞納整理にあたっては、財産調査を徹底し、個別具体的な実情の把握に努めるとともに、迅速・厳正な差押え並びに公売及び取立の実施により、県税の収入率の向上と滞納額の縮減を図ること。

2 地方交付税等について

地方交付税については、さらなる安定財源の確保等に向けた国への提案等を行うとともに、国の動向等の情報把握に努め、その確保を図ること。

なお、臨時財政対策債については、地方交付税の代替として発行しているものであるが、依然として多額の発行であることから、引き続き、縮減・解消や元利償還に係る財源の確実な措置を国に求めていくこと。

3 地方債について

地方債については、公債費の増加による財政状況の悪化を防ぐため、引き続き、臨時財政対策債等を除く県債発行額の抑制を図るとともに、安定的な資金調達を図るための調達手段の多様化及び金利変動リスクに備えるための調達年限の多様化等に努めること。特に、退職手当債については、行財政経営指針に沿って、発行額の抑制を図ること。

4 国庫支出金について

国庫支出金については、国の予算執行の動向を注視しつつ、必要額の確保、補助基本額の引き上げ、超過負担の解消、その他国庫補助制度の改善合理化に向けた国への提案等を行うこと。

5 税外収入について

分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入、その他の税外収入については、管理の適正化に努め、納期限内の納付を促進することで、新規の滞納発生の抑制に努めること。

また、滞納案件については、歳入確保と公平性の観点からも、払いたくても払えない債務者に対する一定の配慮に留意しつつ、早期催告、適切な納付指導、進捗状況管理等の徹底により、速やかな回収に努めるとともに、資力があるにも関わらず、払わない債務者に対しては、法的手段を前提として弁護士を活用した対策を講じるなど、税外滞納

債権の縮減に取り組むこと。

また、企業団地や遊休資産等の県有財産の売却について、最大限努力するとともに、貸付等も含めた資産の有効活用に関しても積極的に取り組むこと。さらに、ふるさと岡山応援寄附金（ふるさと納税）の推進、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の積極的活用、宝くじの売上増加、ネーミングライツや広告のさらなる活用に向けた取組など、その他の歳入確保策についても、効果の高い方策を中心に意識を高く持って取り組むこと。

第3 歳出に関する事項

1 経費の節減について

これまでの行財政改革の取組の成果を維持し、持続可能な財政運営を図る趣旨を踏まえ、事務事業の執行にあたっては、不断の改革・改善に取り組むこと。最少の経費で最大の効果を上げることが基本に、効果や必要性を見極めながら適切な執行に努めるとともに、競争原理の徹底、事務能率の向上、事務処理の合理化を図るよう努力すること。同時に、エコ製品の活用も含め、一層の環境負荷低減に取り組むこと。

物件費（旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）については、予算枠にかかわらず、真に必要な経費に限り、効率的な執行を行い、極力節減に努めること。

なお、各種イベントの開催にあたっては、費用対効果等を勘案しながら、できるだけ効果的・効率的な実施に努めること。

また、「ひとり1改善運動」による提案を含めた日常業務における職員のコスト意識の徹底や自発的取組によって経費節減を図る必要があること、こうした取組を促すこと。

2 適正な予算執行について

予算執行にあたっては、風通しの良い職場づくりに向け、平素から、担当が業務を抱え込むことのないよう、職員との意思疎通を図るとともに、業務の進行管理を徹底し、必要に応じて事務分掌の見直しを行うなど、業務の繁閑調整と効率的な執行に努めること。

また、「予算の適正な執行について」（平成22年3月30日総第897号、会第357号）を踏まえ、各職員が法令その他財務規則等の遵守及び公金の取扱いの重要性を十分認識し、内部チェック機能の強化等を通じて、安易に従前の例を踏襲することなく、適正な事務処理に努めるよう留意すること。特に、契約の締結にあたっては、「岡山県入札制度等改革推進計画」（平成19年3月策定）を踏まえ、一般競争入札を基本とし、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を積極的に取り入れること。随意契約によらざるを得ない場合においても、原則として、企画競争又は公募等、競争性のある契約方式を導入するとともに、随意契約の根拠を明確にし、契約金額の妥当性についても厳しく検証するよう留意すること。

なお、適正な執行管理を図るため、次のとおり配意すること。

(1) 主管課においては、年度当初に各所属から年間執行計画を徴し、調整した後、年間予算内示を行うとともに、内示に基づいた適時適切な予算令達を行うこと。

(2) 主管課においては、各所属に対する的確な予算執行の指導を行うとともに執行状況を的確に把握するため、四半期ごとに進行管理を行うこと。

また、不測の事態が生じた場合における予算の移用、常時経費の活用などについては適正な事務手続により執行すること。

なお、旅費、食糧費等の執行にあたっては、適正な業務執行と綱紀の保持に十分留意し、物件費全般にわたりその管理の徹底と厳正な事務処理を図ること。

3 予算の配当について

予算の配当については、次により行うものとする。

(1) 給与費（報酬、給料、職員手当、共済費）及び賃金については、原則として2分の1に相当する額を上半期及び下半期に配当する。

ただし、退職手当については、必要な都度、財政当局と協議する。

(2) その他の経費については、事業内容、執行時期等を考慮して、財政当局と協議した額を各四半期ごとに配当する。各部局においては、予算令達にあたり、時期的に偏ることなく、年間を通じて計画的な執行ができるよう配慮する。

4 補助金等の適正な執行について

補助金、委託料、出資金、貸付金については、厳正な事前審査を通じ事業内容、事業体制等事業対象としての適格性を十分検討するとともに、補助金交付団体等に対しても、効率的な執行を求める等により、事業効果を上げながらも支出の抑制を図ること。また、執行後も指導、監督を強化し、事業効果を必ず確認すること。

5 繰出金の執行について

繰出金については、特別会計の事業内容、資金需要等を勘案して、その必要額を適時繰出しすること。

6 入札残金の執行について

一件審査による査定で予算計上した工事請負費、備品購入費等の入札残金の執行は、原則認めない。

7 時間外勤務の縮減について

業務の効率的・計画的な執行に努めることとし、時間外勤務の縮減に努めること。

第4 企業会計の執行について

企業会計の予算執行については、上記の執行方針に準ずるものとするが、事業効果及び経済情勢の推移に十分留意するとともに、その運営の合理化と経営基盤の強化を図ること。

第5 基金の管理・運用について

基金については、上記第1の5の趣旨に鑑み、定められた目的に応じて一層適切かつ効率的な管理を行うとともに、一元的な運用体制により、国際的な金融情勢の動向を踏まえつつ、最も確実かつ有利な運用を図るよう努めること。

第6 その他

所管の外郭団体についても、「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」（平成11年5月策定）に基づき、本執行方針の趣旨を踏まえ、さらなる経費の節減・効率化に努めるよう、指導の徹底を図るとともに、「外郭団体の適正な運営の確保について」（平成26年2月28日行第92号）を踏まえ、財務執行、資金運用、退職手当等の適正化について状況を把握し、適切な助言・指導を行うこと。